

五領地区マスコットキャラクター使用取扱要綱

2024年4月1日

五領地区連合自治会

五領地区マスコットキャラクター使用取扱要綱

この要綱は**五領地区連合自治会**が管理・保管する五領地区専用“マスコットキャラクター”の使用に関する取り扱いを定めたものです。キャラクターを使用する場合は、こちらの要綱を遵守いただきますよう、お願いいたします。

趣旨

第1条

この要綱は、五領地区連合自治会が管理・保管する五領地区“マスコットキャラクター”（以下「マスコット」という。）、「うーどの」、「ヨシちゃん」を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

使用承認申請

第2条

マスコットを使用しようとする者（以下「申請者」）は、あらかじめ五領地区マスコットキャラクター使用承認申請書を五領地区連合自治会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 1 五領地区連合自治会が必要と認めるときは、マスコットを使用しようとする者に対し、使用、承認に関する資料を求めることができる。

使用承認

第3条

前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号に該当する場合を除き、マスコットの使用を承認する。

- (1) 法令や公序良俗に反する恐れがあるとき。
- (2) 特定の政治活動、思想活動または宗教活動に利用される恐れがあるとき。
- (3) 特定の個人または団体等の売名に利用される恐れがあるとき。
- (4) 不適切な媒体等での利用やずさんな改変等により、五領地区およびマスコットのイメージを損なう恐れがあるとき。
- (5) 営利を目的とするとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、五領地区連合自治会がマスコットの使用を不適切と認めるとき。

使用上の遵守事項

第4条

マスコットを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、五領地区連合自治会の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 五領地区のマスコットであることを明記すること。
- (4) マスコットの使用にかかる物品等の完成品の販売は禁止する。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。

使用承認の取り消し

第 5 条

マスコットの使用がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該マスコットの使用承認を取り消すことができる。

- 1 承認を取り消された者は、当該承認により作成された物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 2 承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

責任の制限

第 6 条

申請者がマスコットの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、五領地区連合自治会は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

五領地区連合自治会

五領地区連合自治会 会長:柳田 元